

公益社団法人北海道社会福祉士会組織細則

細則第 13 号

2022 年 7 月 23 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）組織規則（規則第 6 号）第 7 条の規定に基づき、本会の組織図を定めることを目的とする。

(組織図)

第 2 条 本会の組織図は別表のとおりとする。

(改廃)

第 3 条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、2022 年 7 月 23 日より施行する。

公益社団法人北海道社会福祉士会 組織

